

○厚生労働省告示第百三号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年三月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

第百四十号を第百四十二号とし、第七十二号から第百三十九号までを二号ずつ繰り下げ、第七十一号を第七十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十三 二―デオキシ―五―（トリフルオロメチル）ウリジン（別名トリフルリジン）及びその製剤
第七十号を第七十一号とし、第四十九号から第六十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四十八号の次に次の一号を加える。

四十九 四―〔三―〔四―シアノ―三―（トリフルオロメチル）フェニル〕―五・五―ジメチル―四―オキソ―二―スルフアニリデンイミダゾリジン―一―イル〕―二―フルオロ―N―メチルベンズアミド（別名エンザルタミド）及びその製剤